

令和6年度
(2024年度)

学校要覧



ドバイ日本人学校
DUBAI JAPANESE SCHOOL

<校章>



المدرسة اليابانية
بدبي

<校歌>

ドバイ日本人学校 校歌

作詞 木暮 浩明 (ドバイ日本人学校 初代理事長)
作曲 星野 和雄 (ドバイ日本人学校 初代校長)

一 アラビア湾の 我が学校

潮なりの海と 光がある

我ら強く はばたきて

明日の意志を 育てよう

二 熱砂の中の 我が学校

吹きすぎぶ風と 砂じんがある

我ら健やかに のびのびと

明日の夢を 育てよう

三 鐘の音聞こえる 我が学校

ミナレの響きと 夕日がある

我ら共に 学びあい

明日の知恵を 育てよう

(昭和 55 年 9 月 1 日選定)

目 次

校章・校歌	2
学校の概要	4
学校の沿革	5
行事・特色ある教育活動	7
学校経営方針	8
教職員等一覧	10
校務分掌一覧	11
児童生徒数	12
校地・校舎	13
ランドデザイン	14
学年別授業週時数・年間授業時数	15
生活時程表	17
年間行事予定	19
ドバイ日本人学校 学校規則	21
学校運営理事会規則	24
ドバイ日本人学校保護者の会 会則	28
学校運営理事会	32
歴代名誉理事・理事長・校長	32
愛唱歌	36

学 校 の 概 要

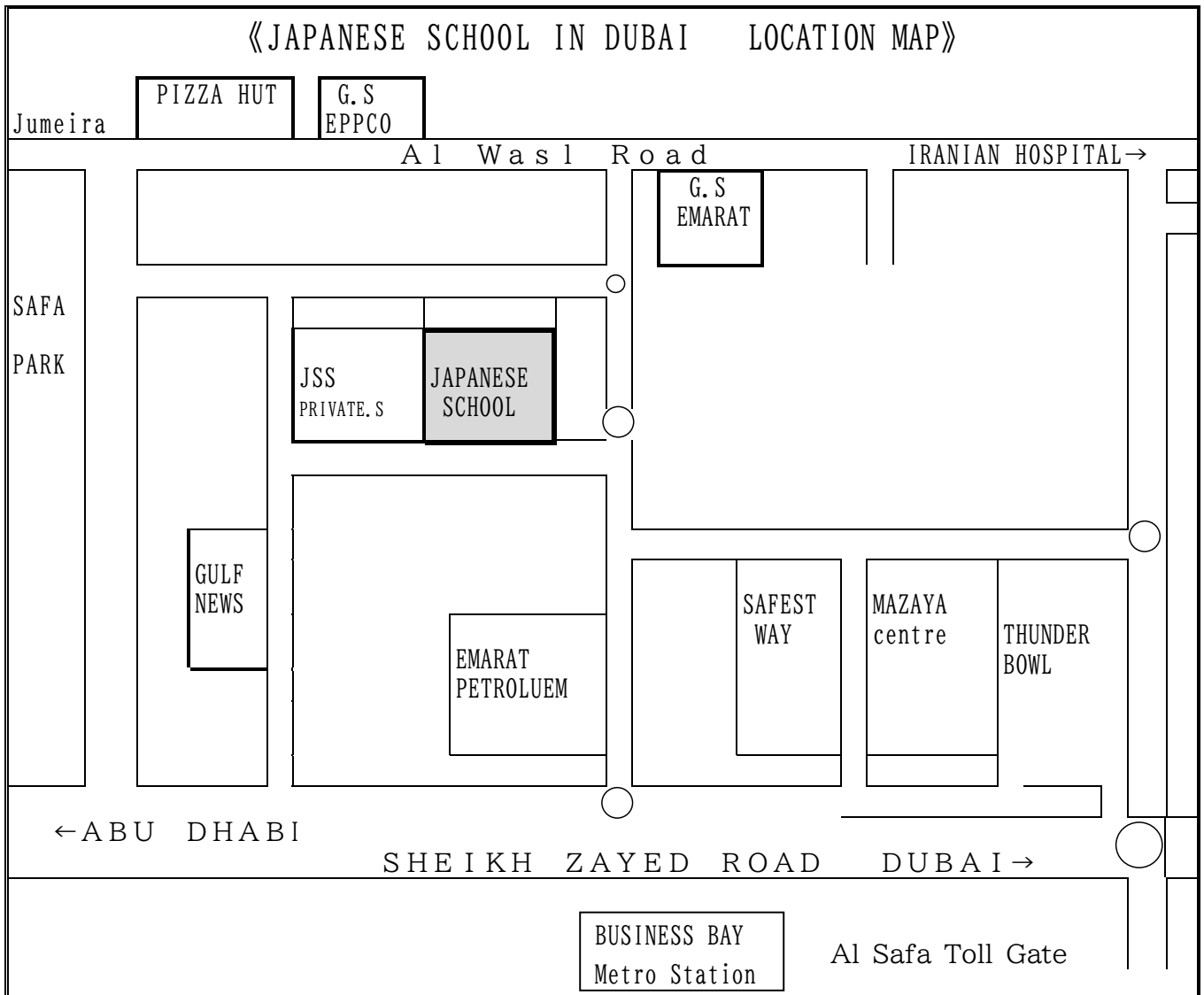
学 校 名 ドバイ日本人学校 DUBAI JAPANESE SCHOOL
 設 置 者 ドバイ及び北部UAE日本人会
 創立年月日 昭和55年(1980年)4月15日
 運営理事長 澁谷 博幸
 校 長 加藤 達子
 保護者の会会長 安達 正眞

所 在 地 P.O.BOX 7149 , DUBAI , U.A.E
 T E L +971-4-3449119 E-mail info@japanese.sch.ae

必要経費

入学金	一人 2,700~2,800Dhs	入学(編入学)以降の授業料納入と同時納入
授業料	月額 2,700~2,800Dhs	年3期に分けて納入(教材費含む)
保護者の会費	年額 240Dhs	年3期に分けて納入(一家庭あたり)

※ スクールバス通学の場合は、別途スクールバス費用がかかります。



学校の沿革 History of Japanese School

昭和52(1977)年7月に、三井海洋開発の合弁会社A・H・Iが、アジュマン首長国に企業立の日本語補習学校「モデック・アジュマン日本人学校」を設置しました。

翌年、昭和53(1978)年4月には、「企業立アジュマン日本人学校」として再発足し、さらにその翌年、昭和54(1979)年4月には、日本国外務省の認定を受けた「アジュマン補習学校」を併設しました。この補習学校の併設によって、ドバイ首長国、シャルジャ首長国に在留する日本人子女は、補習を受けることが可能になりました。しかし、通学距離が長い等多数の問題を抱えていました。

昭和54(1979)年は、石油による高収益により商業活動も盛んになって、北部地区在留人数は560名となり、義務教育学齡児は30名に達しました。そこで日本人会北部支部は、日本人学校設置準備委員会を組織し日本人学校設置案の検討を進めました。

設置作業が進められましたが、「アジュマン補習学校」の併設と時を同じくして、アブダビ日本人学校が開設されています。アブダビとの距離は、約170Km(約2時間)。通学可能と考えられました。そのため、この距離での、それも1国に2校の日本人学校設置の許可例はない、との当初の判断でした。

しかし、企業立日本人学校と併設された補習学校の実績と日本人学校設置準備委員会の努力によって、昭和54年(1979)末には、日本人学校設置許可の内示を得るに至りました。ドバイ首長国、シャルジャ首長国、そしてアジュマン首長国、3首長国からの通学で適切な位置という条件のもと、ドバイ首長国ハムリヤ地区が選定され、民家を借用して、昭和55(1980)年4月15日にドバイ日本人学校が開設されました。

- 1977年度 日本語補習学校「モデック・アジュマン日本人学校」設置(7月)
- 1979 日本人学校設置許可(5月)
- 1980 ドバイ日本人学校開設(4月)、第1回大運動会(1月)、小学部第1回卒業式(3月)
- 1981 中学部第1回卒業式(3月)
- 1982 第1回熱沙祭(11月)
- 1987 新校舎移転(12月)
- 1990 湾岸戦争のため休校(8~11月)
- 1993 文部省研究指定校「日本人学校におけるアラビア語教育について」(~2ヵ年)
- 1995 運動場散水用井戸完成
- 1999 テニスコート完成、車椅子体験学習開始
- 2000 国際教育・文化交流推進校に指定される、創立20周年記念音楽発表会、創立20周年記念式典、海外子女教育振興財団学校視察、文部省学校視察、グラウンド整備工事、外務省ワークショップ
- 2001 教室床タイル張替、玄関・中庭スロープ取付、カメラ付インターホン・電磁ロックゲート取付、スクールバス1台買替、校舎中央手洗い場完成、ブランコ2基に増設(16)

- 2002 体育館カーテン新調，倉庫コンテナ日本郵船より寄贈，壁塗替・床張替工事，文科省学校視察，グラウンド整備工事，アガニスタの子供たちへ文房具寄贈。スクールバス日本財団より援助（日産コースター）
- 2003 床張替工事，廊下壁・校舎屋外壁塗装工事，音楽室火災，文科省学校視察，プラズマテレビ寄贈-パナソニック，FIFAワールドユース日本代表チーム来校，自衛隊護衛艦「ひえい」乗員来校，グラウンド整備工事，卒業生記念植樹 デーツの木-玄関
- 2004 日本音楽鑑賞会<邦楽>，警備員小屋新設・警備員配置，塗装工事・黒板新設・ひな壇修理，校内LAN運用開始，海外子女教育振興財団学校視察，巡回健康相談
- 2005 英会話教室壁塗装工事，群馬県議会来校，文科省学校訪問
- 2006 生徒用トイレ・職員室拡張工事，児童数増加による教室移動
- 2007 総理大臣夫人(安倍昭恵様)来校
- 2008 上川陽子少子化対策担当大臣来校，U-16サッカー日本代表来校，ラグビー日本代表来校，福田貴代子前総理大臣夫人来校
- 2009 インフルエンザ感染防止の為，熱沙祭保護者一般公開中止
- 2010 文科省視察，UAE大学及び教育関係者来校，創立30周年記念式典，水泳日本代表選手交流会
- 2011 KHDA インспекション
- 2013 KHDA インспекション，天皇誕生を祝う会(合唱部)，震災復興講演会(全学年)
- 2014 KHDA インспекション，尺八演奏・講演会
- 2015 KHDA インспекション，さかなくん講演会
- 2016 KHDA インспекション，体育館改修，トイレ工事，サンシェード設置
- 2017 KHDA インспекション，体育館倉庫増設(計2倉庫)，安全対策工事
- 2018 KHDA インспекション，サービス建屋(NB2)完成，安全対策工事
- 2019 KHDA インспекション，塚本勝巳氏講演会，山本篤氏講演会，防犯カメラ新品交換(屋外)，増設(屋内)，WiFi設備リニューアル，放送設備リニューアル，日本中庭ペインティング
- 2020 新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行に伴い，Distance Learningを開始(Microsoft Teamsを使用)，創立40周年記念式典，中庭改修工事，各教室に大型テレビ設置工事
- 2021 シルクプロジェクト(シルクスカーフ等UAEオリンピック委員会へ贈呈(選手団入場で着衣))
UAE結成50周年記念集会
- 2022 保護者の会(アウリア)結成，日本=UAE国交50周年記念日本祭り出演
- 2023 KHDA インспекション，若田光一氏講演会
- 2024 KHDA長官 学校訪問

ドバイ日本人学校の教育

学校スローガン「笑顔いっぱい 一人ひとりが かがやく学校」

《学校教育の理念》 自主自律・心身の健康・国際性

自ら考え、主体的に判断し行動できる力、他人を思いやる心や感動する心、たくましく活動する意欲、国際社会に貢献する志を培う。

《 はぐくむ児童生徒 》

高い意欲を持って、主体的に学ぶ児童生徒

試行錯誤しながら、挑戦し続ける児童生徒

自他の考えを認め合い、他者と協働して課題を解決する児童生徒



魅力ある行事 **つながり合い、かかわり合い、みがき合いの中で育つドバイっこ**

1 熱沙祭

創作活動(演劇)を通して、豊かな表現力を身につける。仲間との「かかわり合い」を通して、自分の良さや相手の良さに気づきながら自己肯定感を高め、より良いものを生み出す意欲を高める。

2 運動会

自分のからだを使い全力で競技する楽しさや、喜びを味わう。競技や応援を通して、互いに「みがき合う」姿勢を学び、仲間と切磋琢磨しながら自分の力を伸ばそうとする意欲を高める。



特色ある教育活動

○ミナレ学習

UAEの歴史や文化、産業、暮らしなどについて学ぶ。総合的な学習の時間(ミナレ)で、学年毎のテーマにしたがって年間を通して研究を行い、3学期には発表会を行う。

○英会話(EC)とアラビア語の学習

英会話(EC)については、各学年の実態に応じて週2時間程度、グレード別に3つに分けて実施。

アラビア語は、各学年を複数グループに分け、週2時間程度実施し、児童生徒のアラビア語に対する会話力やイスラム文化についても理解を深める学習を行う。



令和6年度 学校経営方針

1. 教育方針

「教育活動の基本は授業」と捉え、海外における日本人学校としての特性を活かした創意工夫あふれる教育活動を展開することにより、児童生徒の自己実現、社会に貢献する人材の育成を図る。併せて保護者・現地日本人社会の信頼に応え、安全で安心して学べる学校作りを推進する。

笑顔いっぱい 一人一人が かがやく学校

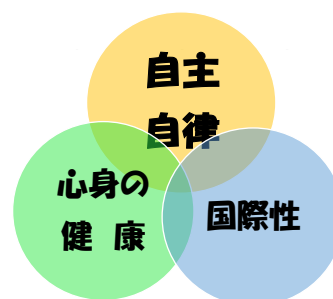
ドバイ日本人学校スローガン

2. 学校教育の理念

- ・自ら考え、主体的に判断できる力
 - ・他人を思いやる心や感動する心
 - ・たくましく活動する意欲、国際社会に貢献する志
- を培う。

3. 学校が育む資質・能力

日本の学習指導要領を基本としたカリキュラムをもとに教育活動を展開しつつ以下の資質能力を育む。



	<ul style="list-style-type: none">・ 初等中等の一貫した教育（縦割り活動・徳育）・ 多様な教育活動（効果的なICT活用）・ 個に応じた学習指導・ 「たくましい子」の育成「国際人」を目指す子の育成（世界に羽ばたき地球全体の幸福を考えようとする情緒）
	<p>言語力：コミュニケーション力・語学力</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各教科、EC, Arabic → 知識と理解、論理的思考、成就感や達成感、技能等を基礎・ 自ら考えを深め、他者とコミュニケーションを行うため言語活用に必要な力を育成
	<p>探求力：問題解決力・情報活用力</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自らの興味関心をもとに、多面的に物事を吟味・ 課題解決を行いながら本質を見極めようとする力

4. 今年度の重点的な取組

昨年度は派遣教員の約半数が変わるタイミングであり、コロナ感染対策後という新しい環境で、従来の教育活動の枠を超えて、新しい視点でより児童生徒に良いものを取り入れる過渡期であり、変革の時であった。その中で、これまで位置づけられていなかった様々な活動が、少しずつ意識して整えられてきている。

昨年度の保護者アンケート結果では、学力定着や学校安全について肯定的な意見が高かった一方で、「運動の機会を増やして欲しい」、「海外ならではの経験をもっと」という意見も出されている。そういった保護者の声に応え、引き続き児童生徒の学力の定着を図りながら、ドバイならではの国際理解教育の更なる推進と共に、児童生徒の健康と運動能力向上への取組を重点にしていきたい。

また、今年度は、これまでの悲願だった校舎改築の着工が予定されている。それに伴う教室の移動などの動きで慌ただしくなることが予想されるが、児童生徒の安全を第一に、学びの質を落とすことのないよう努力と工夫をして教育活動に取り組んでいく。

学びの充実を推進する学校

(1)学力の定着(基礎基本:児童生徒がいつでもどこに行っても困らない学力の保障)

- ・児童生徒の特性や個々のつまづきに対応する指導
- ・研究授業を中心に全教員で研修に取り組み、成果を共有する場の設定で授業力向上を目指す。

(2)運動能力の向上

- ・体力テストの結果を活用し、体育の時間を充実させるとともに、年間を通じて継続して身体を動かす機会を工夫して設定する。
- ・基本的生活習慣の育成を進め、健やかに学校生活を送れるようにする。

(3)生徒指導の充実(基本的な生活習慣の定着)

- ・全教職員で共通意識のもと、生徒指導の3機能(自己の存在感・共感的な人間関係の形成・自己決定の場)を生かし、日常から指導にあたる。

(4)国際理解教育の充実

- ・ドバイの特性を活かして、国際理解教育を推進する。
- ・現地校交流等に積極的に取り組む。

(5)アラビックの学習の充実

- ・授業時数を増やす工夫(放課後活動の1コマをアラビックタイム・ミナレ学習に位置づけ)
- ・構内掲示の工夫等を通して、日常から児童生徒がアラビア語に触れる機会を多くする。

(5)個別支援体制の整備

- ・特別支援委員会を中心として学校体制の整備を図り、個別支援教室のよりよい運用を図る。

信頼され期待に応える学校

①学校の改善・情報発信

- ・保護者や日本人社会から信頼される安心・安全な学校を目指し、学校評価を改善の拠り所として教育の質の向上を図る。
- ・積極的な学校情報の発信、校外の教育資源活用などや諸機関との関わりを盛んにして、可能な限り「開かれた学校づくり」を推進する。

②校舎の改築に伴う諸事

- ・児童生徒の学習に影響することのないよう、老朽化した校舎の改築に伴う教室移動などについて、日本人会と連絡を取り合い、安全に改築を進められるよう働きかける。

③チームによる課題解決

- ・毎朝のミーティング実施(校長、教頭、教務主任、校務主任、事務局長、事務長)
- ・各部やそれぞれの懸案を共有し、共通理解のもとチームによる課題解決を図る。

④職場環境づくり

- ・教職員がそれぞれの健康に留意しながら快適に職務に邁進できる職場環境をつくる。
- ・働き方改革の理念を念頭に効率的に職務を推進するように努める。

文 部 科 学 省 派 遣 教 員

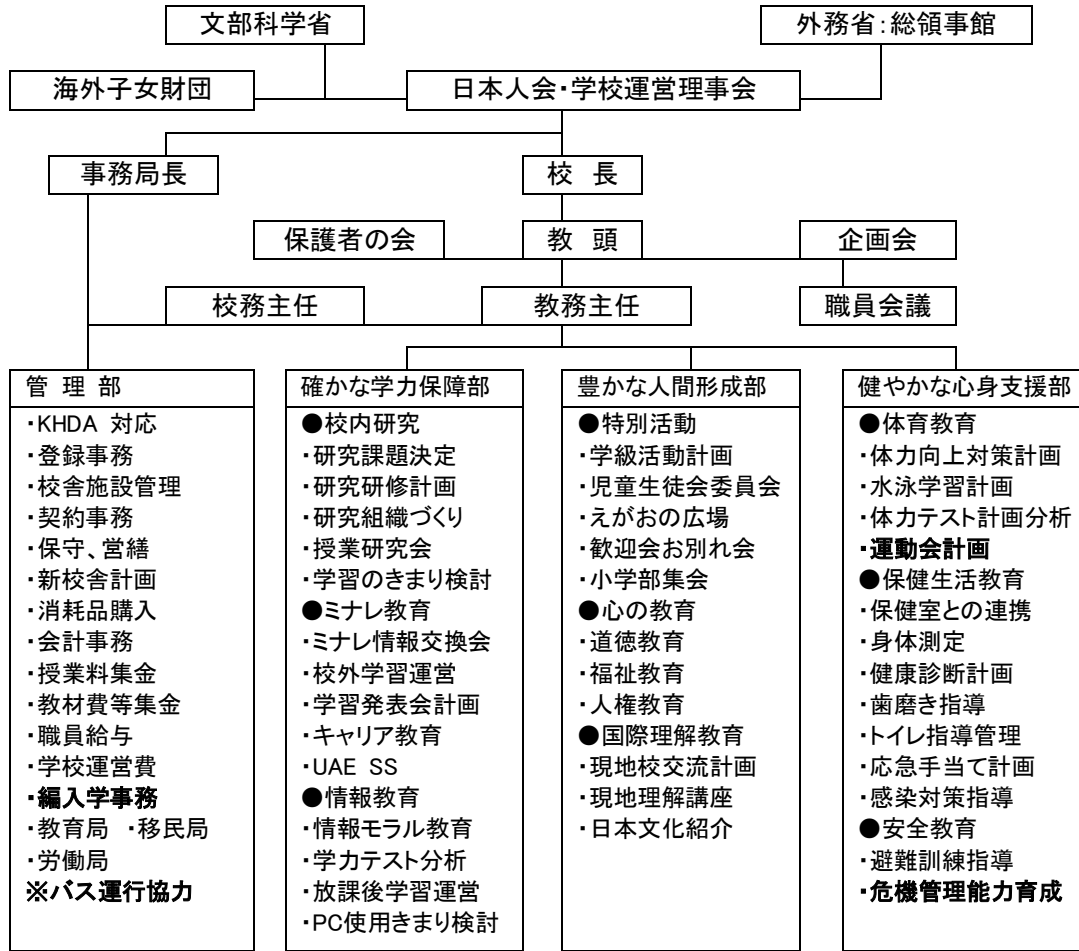
	職 名	氏 名	担任／主な指導教科等
1	校 長	加藤 達子	学校経営 小理家
2	教 頭	近藤 聖一	総 務 中社
3	教 諭	菅原 儀直	教務主任小中社
4	教 諭	繁田 賢治	校務主任 小理社外国語活動
5	教 諭	磯川 祐樹	G1 担任 小国算体
6	教 諭	葛原 孝紀	G2 担任小国算体
7	教 諭	重堂 真也	G3 担任 小国算体理
8	教 諭	後藤 麻美	G4 担任 小国 中国
9	教 諭	額賀 大	G5 担任 小国算体
10	教 諭	伊藤 翼	G6 担任小国算体 中体
11	教 諭	萩原 彩乃	G7 担任 小中理
12	教 諭	竹内 朋	G8 担任 小 EC 外国語 中英体
13	教 諭	佐瀬 光祐	G9 担任 小算 中数
14	教 諭	片野 文夫	副担任 小 EC 中技家
15	教諭	藤村 泰子	副担任 小図 中美

現 地 採 用 教 職 員

	職 名	氏 名	指導教科/校務内容
16	講 師	比嘉 明子	音 楽
17	講 師	Jabeen Jamal	EC(英会話)
18	講 師	Lamees Salama	EC(英会話)
19	講 師	Jasmin Kabir	EC(英会話)
20	講 師	Heba Hisham	アラビア語
21	講 師	Nour Waez	アラビア語
22	養 護	Shiny George	看 護 師
23	事務局長	上田菜穂子	理事会事務
24	事務長	Amal Thabet	KHDA・渉外・アラビア語
25	事務次長	佐藤理保子	経理・庶務・文書管理
26	事 務	江口 智子	経理・会計・事務
27	事 務	Saman Kalubowila	庶務・バス事務・ICT
28	事 務	Maher Khalfaoui	用務・PRO 業務

＜第三者への公開や不当な目的利用のための複写及び複製等を禁止します＞

令和6年度 ドバイ日本人学校教職員分掌組織図



●生徒指導委員会 ・児童生徒指導 ・年間生活目標作成 ・生活目標振り返り ・学校のきまり検討 ・いじめ対策 ・ふれあいアンケート ・児童生徒情報交換会 ・臨時生徒指導会議
--

●特別支援委員会 ・組織づくり ・年間計画作成 ・個別の教育支援、指導計画 ・支援対策計画 ・支援教室運営 ・校内特別委員会調整 ・特別支援委員会設定 ・臨時特別支援会議
--

総務部 (教頭) ・学校メール ・職員会議 ・学校評価 ・人事管理 ・案内状作成 ・学校日誌管理 ・出勤簿管理 ・気候気象対応 ・学校沿革史 ・ 編入学説明 ・学校安全計画
--

教務部 (教務主任) ・教育課程編成・年間教育計画 ・成績処理 ・評価評定 ・通知表 ・連絡網 ・児童生徒名簿 ・学籍簿管理 ・編入転出書類 ・儀式的行事 ・分掌間学部間連絡調整
--

校務部 (校務主任) ・校内安全点検 ・清掃分担計画 ・用具管理 ・校内環境計画 ・情報機器・視聴覚機器管理 ・電子備品台帳 ・教材発注 ・学校HP更新 ・記録写真

○KHDAインスペクション担当 ○図書館経営担当 ○漢字英語検定担当 ○日本人会組織部員 ・情宣部 ・文化体育部	○小学部長 ○中学部長 ○ブロック主任 ○進路指導主任 ※各部にまたがる事項は 随時調整して行う	○熱沙祭担当 ○運動会担当 ○副読本改訂担当 ○特別支援コーディネーター ○外国語教育担当
--	---	---

児童生徒数

令和6年4月17日現在

	小学部							中学部				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
男子	5	10	15	8	6	7	51	5	8	2	15	66
女子	8	14	6	9	10	6	53	6	5	6	17	70
計	13	24	21	17	16	13	104	11	13	8	32	136

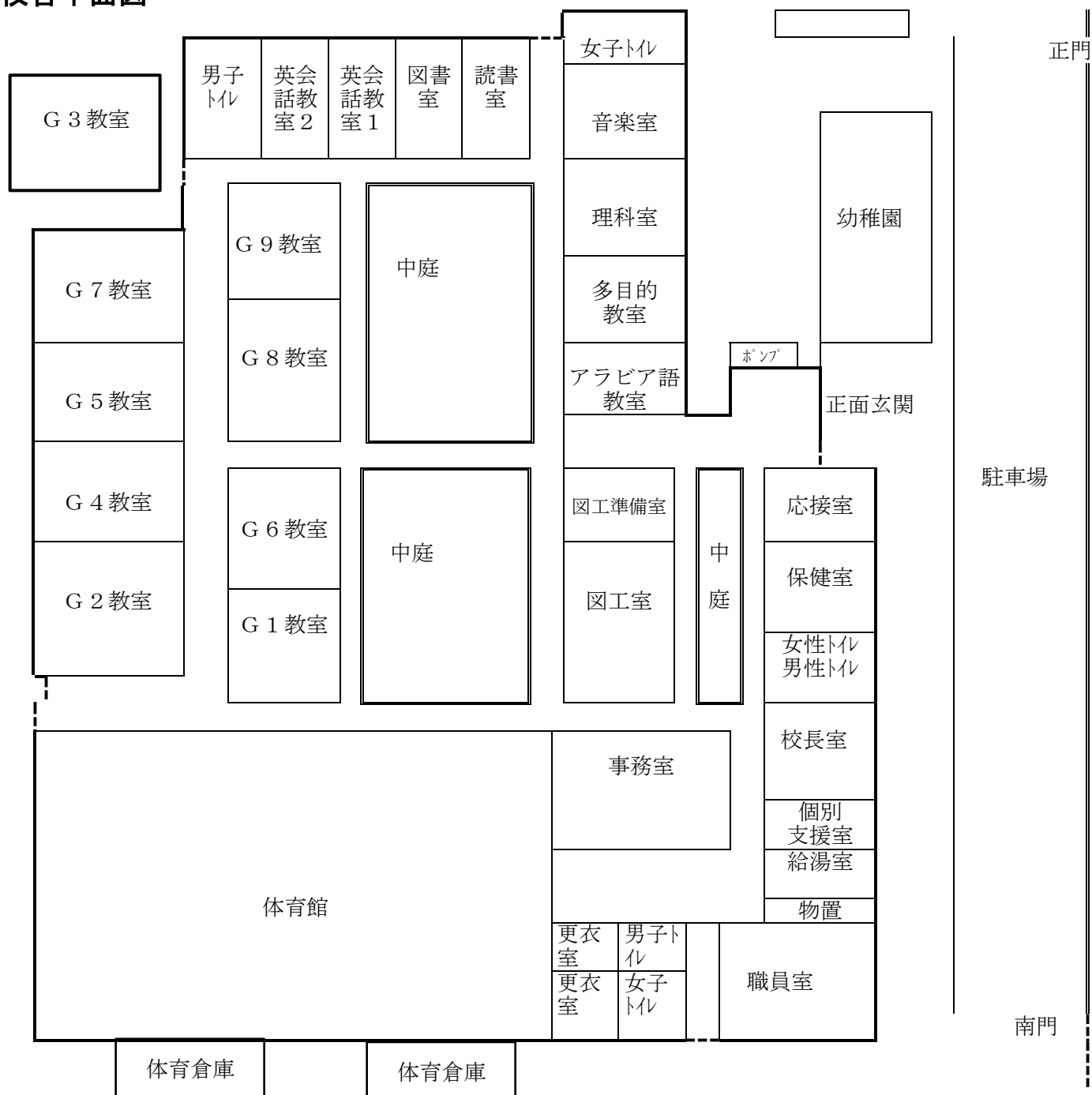
児童生徒数の推移

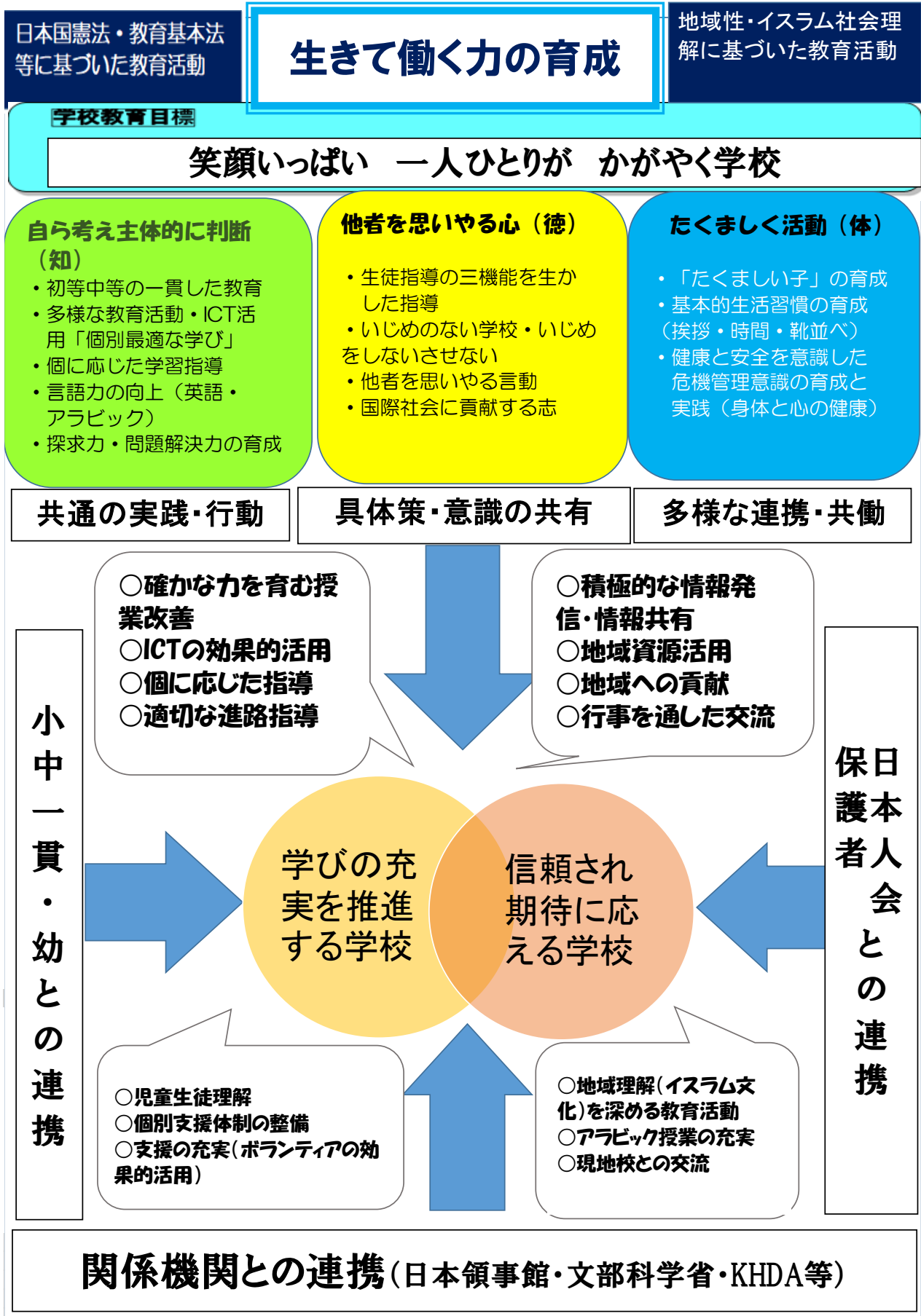
	小学部							中学部				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
昭56	8	11	7	13	2	6	44	4	4	3	11	55
平元	6	8	6	10	5	5	40	4	2	1	7	47
2	7	7	5	7	8	6	40	6	4	0	10	50
3	4	2	2	2	3	2	15	2	4	2	8	23
4	10	6	4	4	4	3	31	5	3	6	14	45
5	4	11	11	6	4	5	41	1	3	1	5	46
6	12	10	12	13	5	4	56	5	1	2	8	64
7	11	9	13	8	11	8	60	4	3	2	9	69
8	10	7	8	9	7	7	48	5	3	0	8	56
9	10	9	5	8	8	3	43	4	1	2	7	50
10	7	12	8	7	11	8	53	5	3	0	8	61
11	8	13	15	7	8	8	59	7	7	2	16	75
12	8	7	14	13	6	8	56	5	6	3	14	70
13	5	12	6	13	8	3	47	4	2	3	9	56
14	13	2	14	5	11	5	50	4	4	2	10	60
15	7	7	4	8	8	9	43	3	2	5	10	53
16	7	7	6	5	8	7	40	8	3	2	13	53
17	8	10	8	4	8	10	48	6	10	3	19	67
18	11	18	16	11	9	8	73	6	4	7	14	90
19	21	22	23	21	17	10	114	10	5	2	17	131
20	26	26	37	22	24	22	157	13	15	4	32	189
21	29	34	36	37	29	29	194	19	12	13	43	237
22	15	28	29	24	22	17	135	18	11	7	36	171
23	16	12	25	26	27	13	119	11	21	6	38	157
24	14	18	13	22	21	21	109	11	10	14	35	144
25	10	18	21	14	21	21	105	10	11	12	33	139
26	11	11	19	17	15	21	94	10	9	9	28	122
27	16	15	19	14	18	16	98	11	8	11	30	128
28	10	20	19	16	10	12	87	13	3	6	22	109
29	11	16	12	22	11	13	85	12	11	8	31	116
30	15	10	15	12	18	11	81	15	9	10	34	115
令和元	17	18	11	25	20	14	105	10	12	6	28	133
2	15	17	17	14	17	10	90	10	9	9	28	118
3	15	16	17	23	11	20	102	12	12	7	31	133
4	19	12	13	13	22	17	100	18	12	10	40	140
5	17	18	17	15	14	18	99	14	12	11	37	136
6	13	24	21	17	16	13	104	11	13	8	32	136
7												
8												
9												
10												
11												

校地・校舎施設設備状況

敷地面積	7, 991 m ² (グラウンドを除く)
普通教室	9 (小学部 6・中学部 3)
特別教室	10 (図工室・図書室・読書室・理科室・音楽室・英会話教室2・アラビア語教室, 個別支援室, 多目的教室)
体育館	1 (779 m ²)
グラウンド	1 (7,362 m ²)
管理棟	9 (校長室・職員室・保健室・応接室・事務室・給湯室・警備員室・ドライバー室・バス添乗員室)
トイレ	3 (男女別-冷房完備)
冷房施設	全ユニット方式 (体育館-集中方式7基)

校舎平面図





令和6年度 各教科・総合・道徳および特別活動の年間授業時数

ドバイ日本人学校

教科等	標準及び予定時数	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
国語	標準授業時数	306	315	245	245	175	175	140	140	105	
	実施予定時数	306	315	245	245	175	175	140	140	105	
社会	標準授業時数			70	90	100	105	105	105	140	
	実施予定時数			70	90	100	105	105	105	140	
算数/ 数学	標準授業時数	136	175	175	175	175	175	140	105	140	
	実施予定時数	136	175	175	175	175	175	140	105	140	
理科	標準授業時数			90	105	105	105	105	140	140	
	実施予定時数			90	105	105	105	105	140	140	
生活	標準授業時数	102	105								
	実施予定時数	102	105								
音楽	標準授業時数	68	70	60	60	50	50	45	35	35	
	実施予定時数	68	70	60	60	50	50	45	45	45	
図画工作/ 美術	標準授業時数	68	70	60	60	50	50	45	35	35	
	実施予定時数	68	70	60	60	50	50	45	45	45	
家庭/ 技術家庭	標準授業時数					60	55	70	70	35	
	実施予定時数					60	55	70	70	50	
外国語 (英語)	標準授業時数					70	70	140	140	140	
	実施予定時数					70	70	140	140	140	
体育/ 保健体育	標準授業時数	102	105	105	105	90	90	105	105	105	
	実施予定時数	102	105	105	105	90	90	105	105	105	
道徳	標準授業時数	34	35	35	35	35	35	35	35	35	
	実施予定時数	34	35	35	35	35	35	35	35	35	
学級活動 (特別活動)	標準授業時数	34	35	35	35	35	35	35	35	35	
	実施予定時数	34	35	35	35	35	35	35	35	35	
総合的な学習	ミナレ・英会話・アラビア語	標準授業時数			70	70	70	70	50	70	70
	ミナレ	実施予定時数			45	45	45	45	45	45	40
	英会話	実施予定時数	68	70	70	70	35	35	70	70	70
	アラビア語	実施予定時数	51	52	52	52	52	52	52	52	52
	実施予定時数(総合学習小計)		119	122	167	167	132	132	167	167	162
外国語活動	標準授業時数			35	35						
	実施予定時数			35	35						
総授業時数	標準授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015	
	実施予定時数	969	1032	1042	1077	1077	1077	1132	1132	1142	
学校行事等(上記には含まれない)		35	37	37	38	41	38	39	41	42	
必要総時数		1004	1069	1079	1115	1118	1115	1171	1173	1184	

【特別時間割・特別日課について】

①行事の特別時間割

- ・熱沙祭特別時間割は, 熱沙祭の3週間前からスタートする。(毎日劇練習1時間)
- ・運動会特別時間割は, 運動会の2週間前からスタートする。(毎日体育等1時間)

②ラマダーン特別日課

- ・現地ラマダーン期間中の実施となります。(今年度は2月28日～3月6日の予定)
- ・全学年5校時授業となり, 下校バス時刻は13:30とする。

【生活時程表_{-基本型}】

<G1~G9> 2024年度版

	月～木曜日	金曜日																																																	
登校	7:30～7:55 (7:55始業)																																																		
朝読書	7:55～ 8:10																																																		
朝の会	8:10～ 8:20	7:55～ 8:05																																																	
1校時	8:25～ 9:10	8:10～ 8:55																																																	
2校時	9:20～10:05	9:05～ 9:50																																																	
ドバイタイム	10:05～10:25	9:50～ 10:05																																																	
3校時	10:30～11:15	10:10～10:55																																																	
4校時	11:25～12:10	11:05～11:50																																																	
昼食	12:10～12:30	週授業時数 ※中学年水曜日前期・後期(11月から)()-標準時数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>合計 (1学年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G1</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>26 (25)</td> </tr> <tr> <td>G2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>27 (27)</td> </tr> <tr> <td>G3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5/7</td> <td>4</td> <td>29 (28)</td> </tr> <tr> <td>G4</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5/7</td> <td>4</td> <td>29 (28)</td> </tr> <tr> <td>G5・6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>30 (28)</td> </tr> <tr> <td>G7-9</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>30 (29)</td> </tr> </tbody> </table>	学年	月	火	水	木	金	合計 (1学年)	G1	5	6	6	5	4	26 (25)	G2	6	6	6	5	4	27 (27)	G3	6	6	6	5/7	4	29 (28)	G4	6	6	6	5/7	4	29 (28)	G5・6	6	6	7	7	4	30 (28)	G7-9	6	6	7	7	4	30 (29)
学年	月		火	水	木	金	合計 (1学年)																																												
G1	5		6	6	5	4	26 (25)																																												
G2	6		6	6	5	4	27 (27)																																												
G3	6		6	6	5/7	4	29 (28)																																												
G4	6		6	6	5/7	4	29 (28)																																												
G5・6	6		6	7	7	4	30 (28)																																												
G7-9	6	6	7	7	4	30 (29)																																													
昼休み	12:30～12:50																																																		
5校時	12:55～13:40 ^①																																																		
6校時	13:50～14:35 ^②																																																		
7校時	14:45～15:30 ^③																																																		
帰りの会	①13:45～13:55 5時間授業の場合 ②14:40～14:50 6時間授業の場合 ③15:35～15:45 7時間授業の場合	11:55～12:05																																																	
下校バス	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14:15</td> <td>G1 DJK</td> <td>DJK</td> <td>DJK</td> <td>G1・2 G3・4 (前期) DJK</td> </tr> <tr> <td>15:30</td> <td>G2～9</td> <td>G1～9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15:55</td> <td></td> <td></td> <td>G1～9</td> <td>G3・4 (後期) G5～9</td> </tr> </tbody> </table> ※5分前乗車完了		月	火	水	木	14:15	G1 DJK	DJK	DJK	G1・2 G3・4 (前期) DJK	15:30	G2～9	G1～9			15:55			G1～9	G3・4 (後期) G5～9	12:15 ※5分前乗車完了																													
	月	火	水	木																																															
14:15	G1 DJK	DJK	DJK	G1・2 G3・4 (前期) DJK																																															
15:30	G2～9	G1～9																																																	
15:55			G1～9	G3・4 (後期) G5～9																																															

2024(R6)年度 ドバイ日本人学校 スクールカレンダー

〔年間授業日数 G7:188日, G1:189, G9:190日, G6・G8:191日, G2~5:192日〕

4月		5月		6月		7月		8月		9月		
1	月	1	水	1	土	1	月	1	木	1	日	
学年始休業日(～15日)		↓委員会活動		↑英検①		中・第1回英検テスト②(9・朝清掃)						
2	火	2	木	2	日	2	火	2	金	2	月	
		あたらしい友を迎える会 内科検診(G1・2)		朝清掃 歯科検診		朝清掃		朝清掃		朝清掃 2学期図書開館		
3	水	3	金	3	月	3	水	3	土	3	火	
		憲法記念日		えがおの広場		朝清掃		朝清掃		えがおの広場		
4	木	4	土	4	火	4	木	4	日	4	水	
		みどりの日		朝清掃		朝清掃		朝清掃		避難訓練(防災体験活動)		
5	金	5	日	5	水	5	金	5	月	5	木	
		こどもの日		G4校外学習(社会科)		漢字検定①		漢字検定①		G4校外学習(理科)		
6	土	6	月	6	木	6	土	6	火	6	金	
		朝清掃		朝清掃		朝清掃		朝清掃		朝清掃		
7	日	7	火	7	金	7	日	7	水	7	土	
		えがおの広場 現地理解講座		水泳学習③		Al Hiji Islamic New Year イスラム暦新年 英検2次		朝清掃		朝清掃		
8	月	8	水	8	土	8	月	8	木	8	日	
Eid Al Fitr Holiday 断食月明け大祭に關わる休日		学力検査(1・2校時) G1・2校外学習(生活科)		朝清掃		朝清掃		夏休み図書貸出(9～16)		朝清掃		
9	火	9	木	9	日	9	火	9	金	9	月	
Eid Al Fitr Holiday 断食月明け大祭に關わる休日		G3校外学習(理科) 内科検診(G4～6)		朝清掃		朝清掃		朝清掃		朝清掃		
10	水	10	金	10	月	10	水	10	土	10	火	
Eid Al Fitr 断食月明け大祭				朝清掃		個別面談 4時間(金曜時程)		個別面談 4時間(金曜時程)		朝清掃		
11	木	11	土	11	火	11	木	11	日	11	水	
Eid Al Fitr Holiday 断食月明け大祭に關わる休日		学校参観日 4時間 (進路説明会)		企画会		個別面談 4時間(金曜時程)		個別面談 4時間(金曜時程)		朝(読み聞かせ)		
12	金	12	日	12	水	12	金	12	月	12	木	
Eid Al Fitr Holiday 断食月明け大祭に關わる休日				朝(読み聞かせ)		個別面談 4時間		個別面談 4時間		山の日		
13	土	13	月	13	木	13	土	13	火	13	金	
		11日の振替		朝清掃		朝清掃		朝清掃		朝清掃		
14	日	14	火	14	金	14	日	14	水	14	土	
		朝清掃		水泳学習④		朝清掃		朝清掃		朝清掃		
15	月	15	水	15	土	15	月	15	木	15	日	
開校記念日 編入生説明会				Arafat (Haj) Day アラファトデー(アラファト立派の日)		朝清掃		朝清掃		海の日 1学期放課後学習最終日		
16	火	16	木	16	日	16	火	16	金	16	月	
悪天候予想による 臨時休校		内科検診(G3・G7-9)		Eid Al Adha 犠牲祭		全校5時間		全校5時間		朝清掃 敬老の日		
17	水	17	金	17	月	17	水	17	土	17	火	
令和6年度1学期終業式(オンライン) 令和6年度修学旅行(オンライン) 8時間授業		水泳学習①		Eid Al Adha Holiday 犠牲祭に關わる休日		1学期終業式・午前授業		1学期終業式・午前授業		朝清掃		
18	木	18	土	18	火	18	木	18	日	18	水	
夏期の影響によるオンライン授業				Eid Al Adha Holiday 犠牲祭に關わる休日		夏季休業日		夏季休業日		朝清掃		
19	金	19	日	19	水	19	金	19	月	19	木	
夏期の影響によるオンライン授業 職員会議・5月計画				朝清掃(小・学級)						小学部集会③		
20	土	20	月	20	木	20	土	20	火	20	金	
		朝清掃		小学部集会①		朝清掃		朝清掃		朝清掃		
21	日	21	火	21	金	21	日	21	水	21	土	
		委員会		水泳学習⑤(記録会)		朝清掃		朝清掃		朝清掃		
22	月	22	水	22	土	22	月	22	木	22	日	
令和6年度入学式 3時間授業 入場式(～24日)				委員会活動		朝清掃		朝清掃		秋分の日		
23	火	23	木	23	日	23	火	23	金	23	月	
		委員会活動		委員会活動(1学期最終)		朝清掃		朝清掃		朝清掃		
24	水	24	金	24	月	24	水	24	土	24	火	
		委員会活動		朝清掃		朝清掃		朝清掃		委員会活動(前期最終)		
25	木	25	土	25	火	25	木	25	日	25	水	
委員会開き G1～3時間授業 G4 7時間授業開始				わくわく交流会(幼小連携) 中・第1回定期看護(1・2校時)		朝清掃		朝清掃		朝清掃		
26	金	26	日	26	水	26	金	26	月	26	木	
全体・学級懇談会 中・修学旅行説明会				朝清掃		朝清掃		朝清掃		委員会活動(前期最終)		
27	土	27	月	27	木	27	土	27	火	27	金	
		中・修学旅行G7-9 朝清掃(学級)		委員会活動(1学期最終)		朝清掃		朝清掃		2学期始業式・午前授業		
28	日	28	火	28	金	28	日	28	水	28	土	
		中・修学旅行		朝清掃		朝清掃		朝清掃		委員会活動(前期最終)		
29	月	29	水	29	土	29	月	29	木	29	日	
昭和の日 朝清掃開始		中・修学旅行		朝清掃		朝清掃		朝清掃		委員会活動(前期最終)		
30	火	30	木	30	日	30	火	30	金	30	月	
		中・修学旅行		朝清掃		朝清掃		朝清掃		委員会活動(前期最終)		
		31	金	中学校・休業日		31		月	31	土		
授業日 10		授業日 23		授業日 18		授業日 13		授業日 4		授業日 21		
※G1・G7(7)		※G7/G8/G9(22)		学期計 64		G1・61 G7-60		G8・9-63				

※学校行事の期日やUAEの祝日等が変更となる場合があります。予めご了承ください。

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	火	えがおの広場 熱沙ブロック学活	1	金		1	水	New Year's Day 元日	1	土	
2	水		2	土		2	木		2	日	
3	木	熱沙係会	3	日	文化の日	3	金		3	月	QUテスト (~14日)
4	金		4	月	朝清掃	4	水	朝清掃 人権の木 (~14)	4	火	えがおの広場
5	土	英検②	5	火	えがおの広場	5	木	えがおの広場	5	水	えがおの広場 5時間
6	日		6	水	G9三者面談 (5-7)	6	金	企画会	6	木	卒業式予行 (修了式) 5時間
7	月	熱沙祭特別時程開始 朝清掃	7	木	読書週間 (6-13)	7	土		7	金	職員会議・年度末反省
8	火		8	金	学校参観日 4時間 漢字検定②	8	日	朝清掃 ↓	8	土	卒練予備 4時間 卒予行反省会・4月計画
9	水	朝 (読み聞かせ)	9	土		9	月		9	日	図書館・貸出停止期間 (5-10)
10	木		10	日	英検2次	10	火	職員会議・冬休み/1月計画	10	月	朝清掃
11	金		11	月	朝清掃	11	水	個別面談 4時間 (金曜時程)	11	火	朝清掃
12	土		12	火		12	木	個別面談 4時間 (金曜時程)	12	水	もうすぐ1年生だねの会 (幼小連携) 朝 (読み聞かせ)
13	日		13	水	朝 (読み聞かせ)	13	金	個別面談	13	木	【運動会特別時程開始】 朝清掃 3学期図書開館 成人の日
14	月	朝清掃 スポーツの日	14	木	小・修学旅行G5・6	14	土		14	金	中・第2回定期考査 (1・2校時)
15	火		15	金	小・修学旅行	15	日		15	土	中・第2回定期考査 (1・5校時)
16	水	熱沙祭総練習 5時間 総練習反省会	16	土		16	月	朝清掃 冬休み図書貸出 (16-19) 委員会	16	日	中・第2回定期考査 (1・2校時)
17	木	熱沙係会	17	日		17	火	わくわく交流会 (幼小連携) 2学期放課後学習最終日	17	月	朝清掃
18	金	熱沙最終打ち合わせ	18	月	中・第2回定期考査 (1~5校時) 小・朝読書	18	水	委員会活動	18	火	企画会
19	土	熱沙祭	19	火	中・第2回定期考査 (1・2校時)	19	木	全校5時間	19	水	
20	日		20	水	朝清掃	20	金	2学期終業式・午前授業 4時間	20	木	ミニ学習発表会
21	月	19日の振替	21	木		21	土	冬季休業日	21	金	春分の日
22	火	朝清掃 熱沙ブロック学活	22	金		22	日		22	土	
23	水		23	土	DJSフェス 勤労感謝の日	23	月		23	木	運動会係会
24	木		24	日		24	火		24	金	運動会・結団式 運動会最終打ち合わせ
25	金		25	月	朝清掃	25	水		25	土	運動会
26	土		26	火	委員会	26	木		26	日	運動会予備日
27	日		27	水		27	金		27	月	25日の振替
28	月	小・朝読書 中・第1回実力テスト①	28	木	G1~G4デイキャンプ 委員会活動	28	土		28	日	朝清掃 運動会・解団式 運動会ブロック学活 委員会
29	火	朝清掃 委員会	29	金	ナショナルデー集会 (特別時程)	29	日		29	月	朝清掃 卒練開始 (G6.9) ①
30	水	G4校外学習 (社会科)	30	土	Commemoration Day 殉職者記念日	30	月		30	日	卒業開始 (全校) ② 委員会活動 (後期最終)
31	木	小学部集会③ 委員会活動	31	日		31	火		31	月	放課後学習最終回
授業日	23		授業日	21		授業日	13		授業日	20	
						学期計	82		年間授業日数G1-189 年間授業日数G2-5-192	※G6/G9(7)	
									年間授業日数G6・8 191	年間授業日数G7-188 年間授業日数G9-190	学期計 46 ※G6/G9 45

ドバイ日本人学校 学校規則

第1章 学校設置の目的

第1条 在アラブ首長国連邦・ドバイ及びU. A. E. 北部日本人会は同地域に滞在する日本国籍を有する子女及び第5章に定める学校運営理事会が認める子女に対し、アラブ首長国連邦の文化、国情等を理解し、将来を通じ友好の実を上げるとともに、帰国後ただちに日本の教育制度を継続して受けることができるように、全日制日本人学校を設置する。

第2章 名称

第2条 ドバイ及びU. A. E. 北部日本人会が設置する全日制日本人学校を「ドバイ日本人学校」と称し、下記の通りミニシパリティに登録する。

アラビア語



P. O. BOX 7149, DUBAI - U. A. E. TEL : 04-3449119

第3章 設置管理基準

第3条 この学校は、在アラブ首長国連邦・ドバイ及びU. A. E. 北部日本人会がドバイ首長国内に設置し、その運営には第5章に定める運営理事会があたり、校長は別に定める規定に基づき教育運営にあたる。

- 1 運営理事長はドバイ及びU.A.E.北部日本人会の総会によって選出された教育部長がこれにあたる。
- 2 校長は日本国文部科学省派遣校長がこれにあたる。
- 3 学校はドバイ首長国 アル・サファ P. O. BOX 7149 に設置する。
- 4 運営理事会事務所は学校内に理事会室を設置し、ここに定める。

第4条 この学校は昭和47年2月10日付の日本国文部省令第2号に基づき、在外子女教育施設としての機能を果たすものであり、教育課程の編成、実施、評価、改善に関わる教育経営は、日本国教育基本法及び関連法令に基づき、指導内容については日本国の学習指導要領に準拠するものとする。

ただし、指導内容についてはドバイ首長国の認可基準を考慮した内容を組み入れるものとする。

第4章 設置管理基準

第5条 修業年数は、小学部6年、中学部3年とする。

第6条 学年年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

学期は3学期制とし、学期の始まり、終わりは学校において定める。

第7条 休業日は次のように定める。

- 1 アラブ首長国連邦の定める祝祭日
- 2 学年始休業日 毎年の暦に応じて別途学校にて定める。
- 3 夏季休業日 同上
- 4 年末年始休業日 同上
- 5 学年末休業日 同上
- 6 日本の祝日の中から 別途学校にて定める。
- 7 毎週土・日曜日 授業確保のため、弾力的運用をする。

第5章 運営理事会の設置

第8条 学校の施設の設置ならびに現地採用教職員の管理運営に関する審議決定と執行のために運営理事会を設置する。

第9条 運営理事会は、次の会務を行う。

- 1 学校予算及び決算に関すること。
- 2 学校財産の管理に関すること。
- 3 資金管理及び寄付金、借入金に関すること。
- 4 物品の取得、借用、処分に関すること。
- 5 渉外、広報に関すること。
- 6 現地採用教職員の任免及び人事服務に関すること。

7 学校運営に関する規則の制定，改廃に関すること。

8 その他教育活動以外の学校運営に関すること。

第6章 学校職員

第10条 学校には，校長，教頭，教諭，講師，看護師，事務局長，事務長，事務職員，校務員，運転手を置くことができる。

1 校長は校務を掌り，所属教員を監督し，任免について具申するとともに，児童生徒の教育を推進する。

2 校長は，第4条に定める規則に基づき教員課程を編成し，その管理運営のための校務を分掌させることができ，必要に応じ主任等を置くことができる。

3 教頭は校長を助け，校務を整理し，必要に応じ児童生徒の教育を掌る。

4 教頭は，校長に事故あるときは，その職務を代理し，校長が欠けたときは，その職務を行う。

5 教諭は，校長の指示監督のもとに，児童生徒の教育を掌る。

6 講師は，校長の指示監督のもとに，教育課程の必要部門についての指導にあたる。

7 看護師は，児童生徒の養護を掌る。

8 事務局長は，学校運営理事会理事長から任命され，学校運営理事会が担う学校の管理の実務を行う。

9 事務長は，事務局長を助け，学校管理実務を整理する。

10 事務職員は，事務局長の指示監督のもとに，職務に従事する。

11 校務員は，事務局長の指示監督のもとに，職務を遂行する。運転手も同様である。

第11条 校長と事務局長は相談の上，必要に応じ，文部省派遣教員のほか，現地で教職員として適切な条件を備えているものを，運営理事会の承認を得て，採用することができる。

第12条 学校職員の服務については別に規定する。

第7章 管理

第13条 校長は，校務を円滑に運営するために，第10条に基づき必要な分掌を組織し，次の表簿を備える。

1 学校規則

2 教育課程管理運営関係

- ・教育課程編成基準
- ・年間指導計画
- ・学年学級編成簿
- ・学習指導要録
- ・学級担任，教科担任一覧表

3 教員管理関係

- ・教職員名簿
- ・履歴書
- ・出勤簿
- ・休暇処理簿

4 児童生徒の累計に関わる表簿

- ・児童生徒の身体に関わる表簿
- ・在学証明
- ・出席簿
- ・卒業及び修了証書台帳
- ・編入退学簿

5 その他の表簿

- ・公文書関係表簿
- ・教材備品台帳
- ・沿革史

第14条 事務局長は，学校管理業務を円滑に運営するために，第10条に基づき必要な分掌を組織し，次の表簿を備える。

1 学校規則

2 現地採用教職員管理関係

- ・教職員名簿
- ・契約書
- ・履歴書
- ・出勤簿
- ・休暇処理簿
- ・給与及び賞与

3 その他の表簿

- ・施設備品台帳
- ・校務会計に関する表簿
- ・政府援助関係表簿
- ・沿革史
- ・通学バス運営関係表簿
- ・派遣教員支援に関わる表簿
- ・理事会関係表簿

第8章 教育運営

第1節 評価・修了卒業の認定

第15条 評価は、日本国教育関係諸法規に準拠して行い、学習指導要録に記録し、法規にあわせて保存する。
第16条 校長は、日本国教育関係諸法規に準拠して、小学部及び中学部の所定の課程を修了した者に対して卒業証書を授与する。

第18条 校長は、日本国教育関係諸法規に準拠して、該当する学年の課程を修了した者に対して修了証書を授与する。

第2節 学齢入学・編入学・退学

第19条 小学部への入学学齢については、日本国法令に基づく学齢とする。

第20条 中学部への入学は、本校及び他の日本人学校、日本国内において小学校6年の課程を修了したと認められる者とする。

第21条 第20条の規定にかかわらず、学校長は、国際学校またはそれに類する学校において当該する学年の課程を修了したと認められる者に対し、一定の試験を課し、その結果に相当する学年への編入学を行える。

第22条 日本国内及び在外教育施設の在学証明書を有する者に対して、校長は当該する学年への編入学を行える。

第23条 校長は、他の在外教育施設及び日本国内の小学校または中学校への編入学を希望する者に対しては、当該する学年の在学証明書を交付しなければならない。

第24条 日本国の法令に基づいて設置される義務教育課程の学校に準じて、校長は、非行またはそれに類する事由を持って児童生徒の退学は行えない。

但し、授業料を滞納した場合、滞在許可がない場合は、訴訟措置等と退学の対象となるものとする。

第26条 入学・編入学にあたってはドバイ及びUAE北部日本人会に入会していなければならない。また、学校の教育活動を支える保護者の会に入会しなければならない。

第4節 教育課程

第27条 校長は、日本国文部科学省が告示した学習指導要領に準拠する教育課程を編成し、文部科学省に届けなければならない。教育課程は別表として示すこととする。

第5節 教科書・準教科書

第28条 本校で使用する教科書は、日本国文部科学省が採択をし、支給したものを使用する。

第30条 準教科書、教材及び副読本等については校長が採択する。

第9章 賞 罰

第31条 校長は、日本国学校教育法第26条の規定に準拠し、それが教育的効果があると判断したとき、在ドバイ日本国総領事館の指導と運営理事会の許可を得て、性行が著しく悪く、他の児童生徒への影響がある者に対し、一定期間の出席停止を命令することができる。

第32条 校長は、学習や行動に努力し、他の範とすべき児童生徒に対しての内規を設け、賞を与えることができる。

第33条 校長は、本規則第6章第10条1項の規定に基づき、別に定める服務規程及び日本国国家公務員法、教育公務員特例法に準拠し、職員の服務に関して、定期的に在ドバイ日本国総領事館を経由して文部省に報告する。また必要ある時は、臨時に文部科学省に報告するほか運営理事会に報告する。

第10章 雑 則

第34条 学校は、第13条に定める表簿のうち、次の表簿は当該各項に定める期間保存しなければならない。

1	学校沿革史	永年
2	卒業証書授与台帳	永年
3	職員人事記録	20年間
4	児童生徒指導要録	5・20年間
5	設備・備品台帳	永年
6	校歌原譜	永年
7	学校日誌	5年間
8	その他の表簿	5年間

第11章 財 務

第35条 財務については、別に財務規定をもって定める。

第12章 免責事項

第36条 学校管理下における活動時の事故・災害の発生に対しては、海外学校傷害保険（海外子女教育振興財団）に加入のうえ、安全の措置を講ずるものとし、日本国の国家賠償法を含むその他いかなる法律も適用され

ない。

第37条 学校における職員個人と保護者との間で紛争が生じた場合、KHDAの「学校-保護者間契約書」で定めた手続きによって解決する。かかる職員は、最大限の対応をもって紛争解決に向けて努力するが、その責は負わないものとする。

第13章 改 廃

第38条 この規則は、運営理事会において改定することができる。但し、全理事の過半数の賛成を要する。

第14章 付 則

第39条 この規則は、昭和55年8月31日より施行する。

この改正は、昭和63年11月1日より施行する。

同 平成2年3月8日より施行する。

同 平成5年4月1日より施行する。

同 平成5年11月1日より施行する。

同 平成15年4月1日、第7条を改訂施行する。

同 平成19年4月1日、第7条、第10条7項を改訂施行する。

同 平成27年4月1日より第23条を改訂施行する。

同 平成27年8月1日より第1条を改訂施行する。

同 平成28年8月1日より第12章を追加施行する。

同 平成29年4月1日より第24条を追加施行する。

同 平成31年4月1日より第17条、第25条、第29条を削除、第26条、第28条を改訂施行する。

同 令和2年4月1日より第26条を改訂施行する。

同 令和4年5月30日より第24条を改定施行する。

同 令和5年9月25日より第10条、11条を改訂施行し、新たに14条を設置する。これに伴って、旧14条以降の条目数を1つずつ加数する。

ドバイ日本人学校運営理事会規則

《目的》

第1条 ドバイ日本人学校規則第8条及び第9条の規定に基づき、学校運営のための理事会を設ける。

《呼称》

第2条 第1条に規定する理事会は、ドバイ日本人学校運営理事会と称する。（以下の条文では理事会という。）

《構成》

第3条 理事会は、名誉理事、理事長、副理事長、理事、オブザーバーおよび理事長が委嘱した若干名をもって構成する。

- 1 名誉理事は、在ドバイ日本国総領事とする。ただし、第11条に規定する議決権は有しない。
- 2 理事長は、ドバイ日本人会の教育部長がその任にあたる。副理事長はドバイ日本人会の教育部副部長の内日本人学校運営チーム長を担う者がその任にあたる。
- 3 理事会の参加者は次の通りとする。
 - ① ドバイ日本人会会長
 - ② ドバイ日本人会教育部副部長（第4条に示す各専門チームのチーム長を務める）
 - ③ ドバイ日本人学校校長
 - ④ ドバイ日本人学校教頭
 - ⑤ ドバイ日本人学校保護者の会会長
- 4 オブザーバーは、在ドバイ日本国総領事館の担当者、ドバイ日本人学校の教務主任、幼稚園長、必要な若干名をもって充てる。なお、オブザーバーは第11条に規定する議決権を有しないが、理事会の運営に当たって必要な助言等を行うことができることとする。

《専門チーム》

第4条 理事会には、次の専門チームを設置し、ドバイ日本人会教育部副部長からチーム長を互選し、それぞれの業務執行を担当する。理事会は必要に応じ各チームの担当を指名することが出来る。

- 1 日本人学校運営
- 2 日本人幼稚園運営
- 3 人事・総務
- 4 会計
- 5 施設耐久備品

各チームの業務内容は、別に定める。

《理事の任期・欠員補充》

第5条 理事の任期は、学校年度とし、4月1日より翌年3月31日までとする。但し、再任は妨げない。欠員を生じた時は、速やかに理事長は、第3条に基づき補充する。

《理事長の職務》

第6条 理事長は理事会の議長を務め会務を総括する。

《副理事長の職務》

第7条 副理事長は理事長を補佐し、理事会の審議を促進する。理事長不在の時は、その職務を代行する。また、日本人学校運営チーム長を兼ねる。

《理事の職務》

第8条 理事は議案審議のほか、担当する専門チームの業務を理事会の決定に従って執行する。

《理事長の理事会招集権・記録》

第9条 理事会は理事長が招集し、その審議事項については記録を保管する。このため理事長は事務局長を書記として委嘱する。なお、書記は理事会終了後速やかに議事録を整理し理事会メンバーに配布する。また、理事会は全理事の2/3以上の参加をもって開催とする。

《理事会の開催》

第10条 理事会は必要に応じて開催するが、理事3名以上もしくは校長より要求があった場合には、理事長は、これを招集しなければならない。

《議決権》

第11条 理事会の審議事項は、理事長、副理事長および理事が議決権を持つこととし、これらのうち理事会に参加する

過半数をもって議決する

《審議事項》

第12条 理事会は次の事項を審議し、その執行は専門チームに付託する。

- 1 学校予算及び決算に関すること。
- 2 学校財産の管理に関すること。
- 3 資金管理及び寄付金・借入金に関すること。
- 4 物品の取得・借用・処分に関すること。
- 5 渉外・広報に関すること。
- 6 現地採用教職員の任免及び人事・服務に関すること。
- 7 学校運営に関する規則の制定、改廃に関すること。
- 8 その他教育活動以外の学校運営に関すること。

《業務の専決》

第13条 理事長は理事会の承認を経て、その業務の一部をそれぞれの担当理事・校長に専決させることができる。

《監事の委嘱》

第14条 理事長は監事1名をドバイ日本人会会員より選考委嘱する。理事は監事を兼任できる。

《監査》

第15条 監事は学校財産・予算の執行・会務の執行を監査し、理事会に報告する。

《規則の改定》

第16条 この規則は理事会において改訂できる。

《付則》

第17条 この規則は、昭和55年4月1日に制定し、昭和58年4月1日に改訂施行する。

昭和63年12月1日、第3条2項、同3の4、第14条を改訂施行する。

平成7年4月1日、第3条1項、同3の1、同3の2、第9条、第12条6項を改訂施行する。

平成15年4月1日、第4条4項、第12条9項を改訂施行する。

平成19年4月1日、第3条2項、同3の3、第5条、第14条を改訂施行する。

平成23年4月1日、第3条2項、第4条、第14条を改訂施行する。

平成31年4月1日、第3条2項及び3項、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第12条、第14条を改訂施行する。

令和3年5月30日、第3条3項及び、4項を改訂施行する。

令和4年4月30日、第3条1項、2項、3項、4項、第4条、第5条、第9条、第10条、第11条、第13条、第14条を改訂施行する。

ドバイ日本人学校運営理事会規則細則

- 第1条 この規則は在アラブ首長国連邦ドバイ日本人学校運営理事会の規則の具体的運用を図るため設ける。
- 第2条 理事長は必要に応じて運営理事会内に事務局を置き、事務局長と事務局員を置くことができる。
- 第3条 事務局はドバイ日本人学校に設置する。
- 第4条 事務局長は運営理事会審議事項・運営事項のすべての連絡調整を図る。
- 第5条 事務局は次の業務を行う。
- 1 理事会審議及び運営の円滑を期して、これを補佐し、あるいは会議のための設営・諸連絡・資料の作成、その他の準備を行う。
 - 2 理事会審議及び運営に関する資料の保管。
 - 3 理事会記録の保管。
 - 4 通学バス利用費・授業料・入学金の徴収。
 - 5 通学バス利用費・授業料の払い戻し。
*学期途中転出者への通学バス利用費は翌月分より払い戻す。
*学期途中転出者への授業料返金額は以下のように計算される。
 - ・学年度の開始前に支払われた授業料は返金される。入学/編入学費のみが差し引かれる。
 - ・児童生徒が2週間以内に学校に在籍した場合、1か月分の授業料が差し引かれる。
 - ・児童生徒が2週間から1か月の範囲で学校に在籍した場合、2か月分の授業料が差し引かれる。
 - ・児童生徒が1か月以上学校に在籍していた場合、授業料は全額差し引かれる。
- 第6条 理事会規則第12条の規定に基づき、各専門チームは次の通りの業務の執行を分担する。
- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 日本人学校運営 | 日本人学校の運営管理 |
| 日本人幼稚園 | 日本人幼稚園の運営管理、予算策定、収入及び支出並びに経理業務に対する監査 |
| 人事・総務 | 日本人学校の現地採用教職員の人事管理、渉外、校園施設開放委員会主催 |
| 会計 | 日本人学校の予算策定、収入及び支出並びに経理業務に対する監査 |
| 施設耐久備品 | 学校財産（固定資産及び耐久備品）の取得管理 |
- 第7条 この規則は昭和55年4月1日に制定し、昭和58年4月1日に改訂施行する。
- 昭和59年7月7日、第5条5項を追加し施行する。
- 昭和61年4月17日、第5項4項・6項を追加し施行する。
- 平成7年5月28日、第5条5項を改訂施行する。
- 平成15年4月1日、第5条4項、5項、第6条を改訂施行する。
- 平成23年4月1日、第6条を改訂施行する。
- 平成31年4月1日、第6条を改訂施行する。
- 令和4年12月19日、第5条5項を改訂施行する。第6項を削除する。

ドバイ日本人学校 財務規則

第1章 総則

第1条 この規則はドバイ日本人学校規則第6章財務規定に基づき制定され、学校財産の取得、廃棄ならびに収入、支出の財務について定める。

第2条 理事長はこの規定に関わる細目をその責任と権限において定めることができる。

第2章 財産

第3条 この規則で定める財産とは、固定資産及び耐久備品をいう。

第4条 固定資産を次のように定める。

- 1 構築物
- 2 車両
- 3 遊具等をさし、耐久年数1年以上1件10万円以上のものをいう。

第5条 耐久備品を次のように定める。

- 1 机、椅子、戸棚、応接セット、ロッカー、寝台の家具類
- 2 冷房機、冷蔵庫、TV、掃除機等の機械類
- 3 教材備品
- 4 複写機等の事務機器をさし耐久年数3年以上のものをいう。

第6条 第4条の固定資産を取得し廃棄するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

第7条 固定資産は資産台帳に記載し、耐用年数に応じ減価償却をおこなう。

第8条 耐久備品は備品台帳に記載し保管する。

第9条 収入は次の費目に分ける。

- 1 日本国政府国庫補助金
- 2 寄付金
- 3 入学金
- 4 授業料
- 5 借入金
- 6 雑収入
- 7 繰越金

第10条 入学金・授業料を次のように定める。

- 1 入学金 金額は、別途定める。
- 2 授業料 同上

入学金は入学後の授業料徴収時に納入し、授業料と通学バス利用費は原則として年3回に分割して納入する。

第11条 第10条に定める通学バス利用費、授業料は長期休業時も徴収する。

第12条 平成14年4月1日、第10条2項を改訂施行する

平成15年4月1日、第9条9項、第10条3項、第11条を改訂施行する

平成16年9月1日、第10条2項、3項を改訂施行する

平成19年4月1日、第10条を改訂施行する。

平成31年4月1日、第9条を改訂施行する。

令和5年5月29日、第10条3項を改訂試行する。

ドバイ日本人学校保護者の会 会則

第1章 名称

第1条 この会は、ドバイ日本人学校保護者の会（呼称：アウリア）と称する。

第2章 事務局の所在

第2条 この会の事務局をドバイ日本人学校内におく。

第3章 目的および活動

第3条 この会は、ドバイ日本人学校在学者の保護者が協力して、家庭、学校およびコミュニティにおける児童・生徒の幸福な成長をはかるために設立するものである。

第4条 この会は、教育目標をもつ民主的団体として、次の方針を基本的態度として活動する。

- ① 特定の政治・宗教・経済・団体などにとらわれない。
- ② もっぱら営利を目的とするような活動はしない。
- ③ 学校管理や教職員の人事に干渉しない。

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、第4条の方針に基づき次の活動をする。

- ① 学校と家庭の連絡を密にして、児童・生徒の生活指導につとめる。
- ② 学校および日本人学校運営理事会などと学校の問題について協議し、学校の教育活動やその運営に資するため意見を述べ、保護者の意見を徹して参考資料を提供する。
- ③ 児童・生徒の教育的環境を良くするために努め、必要に応じて日本並びにU A E (DUBAI)等の関係機関・団体と連絡を取り合い、働きかけを行う。
- ④ 会員相互の研修をはかり、海外子女教育の推進に努める。

第4章 会員

第6条 この会は、ドバイ日本人学校在学者の保護者をもって会員とする。ただし、総会選出の役員等は、学年末に資格を失っても次の定期総会までは会員となる。

第7条 会員は会則に規定された権利と義務を持ち、会則に基づいて会費を納めるものとする。

第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第9条 この会の経理は、役員会で認められた予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員等

第12条 この会に次の役員をおく。役員その他、日本人学校から教頭がオブザーバーとして参加する。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 会計監査 2名
- ④ クラス委員 小学部各学年1名、中学部1・2年各1名

第13条 役員選出方法

第1項 会長・副会長は、下記を基準に保護者から候補者を選出し、それぞれ総会で承認を得る。

- ① 自薦。
- ② 各家庭(長子)の編入学順。但し一旦退学後再編入した場合は、その退学期間が180日を超える場合においてのみ、再編入した日を基準とする。
- ③ ②で同位となった場合、長子の入国日。
- ④ 自薦の場合を除き、下記に該当する者は候補者としなない。

(除外の当否については必要に応じ、現会長・副会長の決裁を得るものとする)

1. 日本人学校運営理事会の理事として、2年以上役職を務めた者
2. 会長、副会長経験者
3. 日本人学校教職員
4. 日本人会教育部役員

5. 日本人会各部長
6. 配偶者ビザの資格でドバイに滞在する者
7. 半年以内の帰国、移動が確定している者
8. 日本語の読み書きに堪能でない者
9. 体調不良、家庭の事情により職務の遂行が困難と認められる者
10. 副会長について、会長と同一企業に所属し、かつそのことが保護者の会の職務の妨げとなることが予想される者
11. その他、妥当と判断される場合

第2項 クラス役員については、前項④6および10を除く前項の規定を準用する。但し下記の12～19に該当する者も候補者より除外する。複数の学年で候補となった場合、長子の学年の候補とみなす。

12. クラス役員経験者
13. 会長・副会長の配偶者および会長・副会長経験者の配偶者
14. 日本人学校教員の配偶者
15. ナーサリーに通っていない、またはナニーがいない未就園児の保護者
(ナーサリー、ナニーは週1回以上などのフルタイム以外を含む)
16. 中学部3年生の保護者
17. 就労ビザの資格でドバイに滞在する者
18. 長子の入国日から6カ月以内の者
19. 連絡係(中学部3年)経験者

なお、中学部3年につき、クラス役員者は置かないが連絡係を指名し、保護者の会役員からの連絡事項等を中学部3年保護者に伝達するものとする。

候補者が居ない(保護者全員が免除規定に該当など)場合には、以下の順に免除規定を無効として候補者を選出する。

- ① 兄弟の長子クラスでクラス役員未経験者
- ② 会長・副会長経験者の配偶者でクラス役員未経験者
- ③ クラス役員経験者(会長・副会長経験者の配偶者は除く)
- ④ クラス役員経験者(会長・副会長経験者の配偶者)

第3項 会計監査は、前年度会長が指名し総会で承認を得る。会計監査と他の役員との兼任は認めない。また、会長・副会長の配偶者およびクラス役員の配偶者は除外する。

第14条 役員任期は、選出されてから次年度に後任者が選出されるまでの1年間とする。ただし、会長・副会長に欠員が生じた時は前条の規定に従って速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とする。また、役員再選は妨げない。クラス役員に欠員が生じた時は前条の規定に従って速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とし、役員再選は妨げないが、前条規定の総会での承認を、会員への事後通知に代えることができる。

第15条 各役員職務

第1項 会長はこの会を代表し、次の職務を行う。

1. 総会・役員会を招集しその議長を指名できる。
2. 必要に応じ特別委員会をつくり、委員を委嘱する。

第2項 副会長は会長を補佐し、会長が対応困難な際にはその職務を代行する。クラス役員バス係から適時報告を受け、それをもとに必要な助言を行う。

第3項 会計監査は前年度会計が適切に行われているかを監査し、総会にて報告する。第4項 クラス役員は学校とクラス内の情報交換およびクラス活動の企画運営を行う。

第16条 会計監査が任期中に退任する時には、退任前に会計監査を行わなければならない。

第7章 機関

第17条 この会を運営するために次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 特別委員会

第18条 総会は全会員で組織され、この会の最高決議機関である。

第19条 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は毎年度初めに開催する。臨時総会は、会長および役員が必要と認めた時、または、会員の3分の2以上の文書による要求があった時に開くことができる。

第20条 総会の定足数は会員の3分の2とし、議決は出席者の過半数によるものとする。

第21条 役員会は会長が必要と認めたとき開き、重要事項を処理する。この会の定足数は、役員の3分の2とし、議決は出席者の過半数によるものとする。

第22条 特別委員会は役員会で選出された委員長が召集し、関係事項を処理する。

第8章 会費の徴収

第23条 会則第4章第7条に定める納入事項を下記の通りとする。

1. 会費は普通会費と特別会費とする。
2. 普通会費は、下記の通りとする。
3. 特別会費は、総会または特別委員会の決議により徴収することができる。
4. 途中入会者、もしくは退会者についても、当該月は月額会費全額を納入する。

普通会費	会費(月額)	議決権
ドバイ日本人学校在学者の一世帯当たり	20 Dhs	1票

*特別な事情のある会員については、会長が必要があると認めた場合は減免することができる。

第9章 個人情報の取り扱い

第24条 この会では個人情報について、下記のように取り扱うこととする。

第1項 個人情報保護方針 この会は、職務上利用する個人情報の重要性を認識し、個人情報を保護することが社会的責務であると考え、以下の方針およびルールを定め、役員全員が責任を持って適正に利用、管理を行う。

1. 個人情報は原則、学校側から提供され、収集は行わない。
2. 提供された個人情報は暗号化およびパスワード保護し、役員間共有フォルダで管理する。
3. 個人情報を利用する際は、利用目的を明確にし、その目的の範囲内で利用する。
4. 個人情報は会長から許可を得て利用することとし、共有フォルダ上で閲覧を行い、共有フォルダ以外での複製、保存を禁じる。
5. 個人情報の取扱に関する苦情・問い合わせに真摯に対応する。

第2項 提供される個人情報 この会の行う活動において必要である個人情報を学校側から提供頂く。

例：児童生徒氏名、保護者氏名、保護者連絡先、入国日など

第3項 利用目的学校から提供頂く情報をこの会の活動計画を実行することを目的の範囲内とし利用する。

例：会員名簿作成、保護者の会主催イベントの開催、クラス活動、卒業記念品など

第10章 免責事項

第25条 役員と会員との間で紛争が生じた場合、かかる役員は、最大限の対応をもって紛争解決に向けて努力するが、その責は負わないものとする。

第11章 細則

第26条 この会の運営についての必要な細則は、役員会の決議を得て、会員に交付されることにより 制定または改廃できる。そしてその結果を次期総会に報告しなければならない。

第12章 改正

第27条 この会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

「付則」 この会則は、昭和58年10月1日より効力を発する。

昭和61年	4月	次の事項抹消	第12条3項、第13条「事務局長」第17条
平成元年	4月	次の事項抹消	第27条5項
平成2年	4月	次の事項抹消 一部改定	第12条5項、第14条、第18条、第19条、第20条 第27条5項・6項の一部
平成4年	4月	次の事項抹消	第5条⑤

平成 7年	4月	一部改定	第 1 2 条 3
平成10年	4月	第〇条の数字の整理	[2 1 条・ 2 2 条 以前 (平成3年度) に抹消]
平成13年	4月	一部改定	第 1 2 条 3
平成16年	4月	一部改定	第 2 4 条 2
平成17年	4月	一部改定	第 3 条、第 6 条、第 7 章、第 2 4 条 2、第 2 6 条
平成19年	4月	一部改定	第 1 2 条 3、第 1 3 条、第 2 4 条 2
平成20年	4月	一部改定	第 1 3 条 5
平成21年	4月	一部改定	第 1 4 条
平成23年	4月	一部改定	第 1 3 条②
平成24年	4月	一部改定	第 1 3 条、第 1 4 条
平成25年	4月	一部改定	第 1 3 条、第 1 6 条
平成26年	4月	一部改定	第 1 3 条
平成29年	4月	一部改定	第 1 3 条 第 2 項
令和 2年	4月	一部改定	第 1 2 条、第 1 3 条 第 2 項
令和 3年	4月	一部改定	第 1 3 条 第 1 項 5・第 2 項 1 5、第 1 4 条
令和 4年	9月	全面改定	
			[学校運営規則改定に伴い、PTA名称変更、教員の退会、個人情報保護などを同会則に反映]
令和 5年	4月	一部改定	第 1 3 条 第 2 項
令和 6年	4月	一部改定	第 1 3 条 第 1 項、第 2 項

ドバイ日本人学校運営理事会

令和6年4月現在

役 職	氏 名	勤 務 先
名誉理事	今西 淳	在ドバイ日本国総領事館 総領事
理事	大塚 健司	日本人会会長 伊藤忠
理事長	澁谷 博幸	パナソニック
理事長補佐	椎橋 健	パナソニック
副理事長	小山 徳治	豊田通商
理事	加藤 彰彦	島津
〃	吉川 修史	西島製作所
〃	佐藤 広貴	岡谷鋼機
〃	平松 智明	NECサウジアラビア
〃	森本 健介	JTEKTセールス
〃	安達 正眞	日本人学校保護者の会会長
〃	加藤 達子	日本人学校長
〃	近藤 聖一	日本人学校教頭
事務局長	上田 菜穂子	日本人学校運営理事会事務局
オブザーバー	星 修一	在ドバイ日本国総領事館 領事
〃	執行 まゆみ	日本人幼稚園長

歴代名誉理事・理事長・校長一覧

歴代名誉理事

	氏 名	所 属 (役 職)	在 任 期 間
初代	村田良平	在アラブ首長国連邦駐劄大使	昭和55年4月～昭和55年11月
第2代	中平立	在アラブ首長国連邦駐劄大使	昭和55年11月～昭和58年9月
第3代	野見山修一	在アラブ首長国連邦駐劄大使	昭和58年9月～昭和61年6月
第4代	片倉邦雄	在アラブ首長国連邦駐劄大使	昭和61年10月～平成元年7月
第5代	米山揚城	在アラブ首長国連邦駐劄大使	平成元年8月～平成4年6月
第6代	渡辺伸	在アラブ首長国連邦駐劄特命全権大使	平成4年9月～平成7年1月
第7代	目黒孝敏	在ドバイ日本国総領事	平成7年1月～平成9年6月
第8代	西川清	在ドバイ日本国総領事	平成9年8月～平成13年4月
第9代	塩尻宏	在ドバイ日本国総領事	平成13年4月～平成15年4月
第10代	矢川文洋	在ドバイ日本国総領事	平成15年5月～平成16年3月
第11代	乳井忠晴	在ドバイ日本国総領事	平成16年3月～平成18年5月
第12代	小林弘裕	在ドバイ日本国総領事	平成18年6月～平成21年9月
第13代	大塚聖一	在ドバイ日本国総領事	平成21年9月～平成22年2月
第14代	足木孝	在ドバイ日本国総領事	平成22年3月～平成24年3月

第15代	松 永 大 介	在ドバイ日本国総領事	平成24年3月～平成26年8月
第16代	道 上 尚 史	在ドバイ日本国総領事	平成26年8月～平成29年5月
第17代	梅 澤 彰 馬	在ドバイ日本国総領事	平成29年6月～令和2年8月
第18代	関 口 昇	在ドバイ日本国総領事	令和2年8月～令和5年9月
第19代	今 西 淳	在ドバイ日本国総領事	令和5年9月～在職中

歴代理事長

	氏 名	所 属	在 任 期 間
初 代	木 暮 浩 明	伊藤忠	昭和55年4月～昭和56年3月
第2代	三 木 泰 久	三洋貿易	昭和56年4月～昭和57年3月
第3代	山 田 徹 二	ジュマアルマジット社	昭和57年4月～昭和59年3月
第4代	久保田 博 政	トヨタ自動車	昭和59年4月～昭和60年3月
第5代	市 橋 忠 政	三菱商事	昭和60年4月～昭和60年8月
第6代	高 橋 一 郎	川崎汽船	昭和60年9月～昭和61年3月
第7代	市 橋 忠 政	三菱商事	昭和61年4月～昭和62年3月
第8代	浜 田 重 臣	丸紅	昭和62年4月～昭和63年10月
第9代	岡 田 一 茂	伊藤忠	昭和63年11月～平成2年3月
第10代	永 島 胤 明	丸紅	平成2年4月～平成3年3月
第11代	中 谷 勝	ニチメン	平成3年4月～平成4年3月
第12代	松 原 佳 彦	伊藤忠	平成4年4月～平成5年3月
第13代	多 木 昭 久	兼松	平成5年4月～平成6年3月
第14代	板 東 鋭 一	丸紅	平成6年4月～平成7年3月
第15代	中 村 英 隆	三菱商事	平成7年4月～平成8年3月
第16代	小手川 龍 吾	伊藤忠	平成8年4月～平成9年3月
第17代	内 藤 義 弘	日商岩井	平成9年4月～平成11年3月
第18代	福 田 克 彦	中東日産	平成11年4月～平成12年3月
第19代	今 中 栄 二	シャープ	平成12年4月～平成13年3月
第20代	加 藤 好 朗	三菱電機	平成13年4月～平成14年3月
第21代	新 徳 真	三井物産	平成14年4月～平成15年3月
第22代	山 田 敬 三	中東日産	平成15年4月～平成16年3月
第23代	加 来 竜 三	三井住友海上	平成16年4月～平成17年3月
第24代	野 村 富 美 男	三井物産	平成17年4月～平成18年3月

第25代	藤井高明	富士通ゼネラル	平成18年4月～平成19年3月
第26代	富田祐司	日立製作所	平成19年4月～平成19年7月
第27代	長島真	日立製作所	平成19年7月～平成20年3月
第28代	志村洋	MAZDA	平成20年4月～平成21年3月
第29代	三浦修	ソニーゴルフ	平成21年4月～平成22年3月
第30代	唐沢敏和	コマツ	平成22年4月～平成23年3月
第31代	佐久間章一	ブリヂストン	平成23年4月～平成24年3月
第32代	内田俊一	ホンダ	平成24年4月～平成25年3月
第33代	岡田修司	ソニー	平成25年4月～平成26年3月
第34代	大嶋浩一郎	東芝ゴルフ	平成26年4月～平成23年3月
第35代	小池大輔	中東日産	平成26年4月～平成27年3月
第36代	守沖敦	新日鐵住金	平成28年4月～平成29年3月
第37代	伊藤友介	住友商事	平成29年4月～平成30年3月
第38代	國兼康男	三菱商事	平成30年4月～平成31年3月
第39代	八百谷康平	三菱UFJ銀行	平成31年4月～令和2年3月
第40代	守沖敦	日本製鉄	令和2年4月～令和2年8月
第41代	長南隆	日本製鉄	令和2年8月～令和3年3月
第42代	土井利尚	川崎重工業	令和3年4月～令和4年3月
第43代	岸本泰明	タダノ	令和4年4月～令和5年3月
第44代	清宮貴司	カシオ	令和5年4月～令和6年3月
第45代	澁谷博幸	パナソニック	令和6年4月～在職中

歴代校長

	氏名	所属	在任期間
初代	星野和雄	北海道	昭和55年4月～昭和58年3月
第2代	川合徹雄	新潟	昭和58年4月～昭和61年3月
第3代	川上宏	北海道	昭和61年4月～平成元年3月
第4代	菅芳弘	宮崎	平成元年4月～平成4年3月
第5代	栗本史郎	大阪	平成4年4月～平成7年3月
第6代	井戸正巳	福岡	平成7年4月～平成10年3月
第7代	備前泰宏	大阪	平成10年4月～平成13年3月

第8代	北田 徹	大阪	平成13年4月～平成16年3月
第9代	日向光徳	香川	平成16年4月～平成18年3月
第10代	江藤邦博	福岡	平成18年4月～平成20年3月
第11代	鈴木史良	静岡	平成20年4月～平成23年3月
第12代	長嶺将範	沖縄	平成23年4月～平成26年3月
第13代	岡村 修	高知	平成26年4月～平成29年3月
第14代	山本昭比古	東京	平成29年4月～令和元年7月
第15代	和田政男	岩手	令和元年10月～令和5年3月
第16代	加藤達子	北海道	令和5年4月～在職中

友との歌

作詞・作曲 高村晴男
(平成 7～9 年度派遣教員)

友がここにいる ぼくもここにいる
けんかもするけど 夢もみんなちがうけど
君がここにいる だからぼくもいる
カがわいてくる みんなひとりじゃないよ
いつか飛び出すのさ 世界へ大きく
ああ風をうけて ああ 瞳をとじてごらん
見えるよ 未来が ああ

《創立20周年記念の歌》

君といっしょに

作詞・作曲
平成12年度児童生徒一同

まぶしい太陽 砂漠広がるここドバイ
遠くはなれたこの町で 君と出会えてよかったよ
いきいき学ぶ みんなゆかいなわが学校
いろんなことにチャレンジし 思い出いっぱいつくろうよ
さあ手をつないで 明日への一歩ふみだそう
心配なんかいないよ 今日から仲間さ

暑さに負けず 元気はつらつドバイっ子
たとえ悲しい時にでも チームワークでのりこえよう
ふきだす汗は すぐにかわいてしまうけど
君とぼくらの友情は いつまでも消えぬ宝物
さあ手をつないで 輝く未来へふみだそう
心配なんかいないよ 今日から仲間さ
さあ手をつないで 明日への一歩ふみだそう
心配なんかいないよ 今日から仲間さ